

◎浜松市外から移住した方限定◎

住宅取得や引越移転などに かかった費用を 最大100万円補助します

令和6年度 ハマライフ住宅取得費等補助金

対象者

- ・市内に移住した日から2年以内の方
- ・申請者が配偶者等を有し、**共に50歳未満**の方
※ひとり親家庭の場合、世帯主であって50歳未満の方
- ・移住する直前の10年間のうち、**通算5年以上市外に居住し**、
移住する直前に**連続して1年以上市外に居住していた方**
- ・補助対象住宅が所在する地域の自治会に加入している方
- ・**市内の取得した住宅または市内の賃借した住宅に5年以上居住**する意思を有する方
- ・直近1年間の申請者とその配偶者等の所得の合計が1,000万円以下である方
- ・市区町村税を滞納していない方 など

対象経費

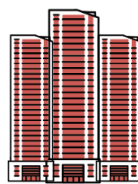
新築・取得



増築・改修



住宅賃借



引越移転



申請期限

令和7年2月28日(金)

注意事項

本補助金は、浜松市への定住を目的として交付します。
**補助金の申請日から5年を経過する前に補助対象世帯員全員が補助対象住宅から
転居、または市外へ転出した場合、補助金の全額を返還**していただきます。
(詳細は裏面)

問合せ先

浜松市役所市民部市民協働・地域政策課
〒430-8652 浜松市中央区元城町103-2
電話：053-457-2243
メール：iju@city.hamamatsu.shizuoka.jp



詳細は
浜松市移住促進HP
「はじめよう、
ハマライフ」で!

【制度の概要】

■ 補助対象住宅

居室、寝室及び浴室、洗面所、台所、トイレの設備を有する建築物

■ 補助対象経費

以下の補助対象経費合計額の2分の1以内(千円未満切り捨て)で、上限100万円の補助をします。
なお、申請日現在において、直近2年間に要した費用に限ります。

対象経費	新築・取得費用	・新築住宅の工事費 ・建売・中古・分譲マンション等の購入費 ただし、家具家電等、独立した備品の購入費は除く
	増築・改修費用	・居住部屋、浴室、洗面所、台所、トイレ、玄関の増設または改修工事費 ・間取り変更工事費 ・外壁、屋根の改修工事費 ・排水設備、電気設備、給湯設備等の改修・設置工事費 ・床、内装、天井等の改修工事費
	住宅賃借費用	・仲介手数料 ・敷金（退去修繕費、クリーニング費用、鍵交換費用を含む） ・礼金 ・保証金（保証委託料、保険料を含む） ・共益費1か月分 ・賃料1か月分（駐車場使用料1か月分を含む）
	引越移転費用	・引越移転に要した経費のうち、引越業者または運送業者に支払った費用
	その他費用	・自治会費1年分（自治会入会金を含む） ※下記に掲げるものは、中山間地域内への移住にのみ対象とする ・飲料水の供給を受ける際にかかる初期費用（公共水道を除く） ・地上デジタル放送等の共聴施設管理組合等にかかる初期費用

※新築・取得費用と増築・改修費用は、併用して補助を受けることはできません。

■ 返還条件

次のいずれかに該当する場合は、補助金の全額を返還していただきます。

- ・虚偽の申請等をした場合
- ・新築・取得費用または増築・改修費用の補助を受けた者であって、補助金の申請日から**5年を経過する前に補助対象世帯員全員が補助対象住宅から転居**した場合
- ・住宅賃借費用または引越移転費用の補助を受けた者であって、補助金の申請日から**5年を経過する前に補助対象世帯員全員が市外へ転出**した場合
- ・補助金に関する報告及び立入調査に応じない場合
- ・補助金の交付決定を取り消された場合

■ 補助金交付までのスケジュール

